

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (抄)

第1章 具体計画の適用について

2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
 - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合
 - イ 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合
- ② ただし、上記①のア又はイのいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、具体計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始する。
- ③ 上記①又は②に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプラン (抄)

第1章 総則

第2節 適用基準

- 1 本アクションプランは、具体計画に基づき、次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
 - (1) 地震発生時の震央地名の区域が、表3に示す震央地名一覧の想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合
 - (2) 地震発生時の震央地名の区域が、表3に示す震央地名一覧の想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において、震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合

【表3 震央地名一覧】

日本海溝地震の想定震源断層域と重なる震央地名					千島海溝地震の想定震源断層域と重なる震央地名				
岩手県沖	青森県沖	三陸沖	一部浦河沖	一部十勝沖	十勝沖	釧路沖	根室半島南東沖	北海道東方沖	択捉島南東沖

- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。